

岐阜県特別高圧電力負担軽減事業費補助金交付要綱

最終改正：令和7年3月11日

（総則）

第1条 県は、電力価格高騰の影響を受ける県内で特別高圧電力を受電している中小企業等（県内で特別高圧電力を受電している商業施設等に入居する中小企業等を含む。）の負担軽減を図るため、予算の範囲内で岐阜県特別高圧電力負担軽減事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 県内に本社又は事業所を有する中小企業及び団体をいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 団体 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。
- (4) 商業施設等 商業施設、複合施設、オフィスビル及び複合ビルをいう。

（補助対象経費等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助単価及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内で特別高圧電力を受電している中小企業等（県内で特別高圧電力を受電している商業施設等に入居する中小企業等を含み、みなし大企業及び県の他の支援金において電気料金の支援の対象となる者を除く。）とする。

2 前項のみなし大企業は、次のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を前3号に該当する中小企業者が所有している中小企業
- (5) 第1号から第3号までに該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業

3 第1項の県の他の支援金は、岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金、岐阜県薬局物価高騰対策支援金、岐阜県高齢者施設等物価高騰対策支援金又は岐阜県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金のいずれかをいう。

(欠格事由)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 規則第5条に規定する補助金の交付決定の通知及び規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から15日以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、規則第4条の交付の申請をもってこれを行ったものとみなす。

(履行確認)

第10条 知事は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、速やかに履行の確認を行う。

2 前項の場合において、補助金交付申請書により履行の確認ができないときは、現地確認又は聴取により履行の確認を行うことができる。

3 現地確認を行うときは、あらかじめ補助事業者に対して確認の日時及び場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第3号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の規定による申請があった場合において、補助事業者が第5条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第5条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月11日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助単価	補助金の額
令和5年1月から令和6年5月まで及び令和7年1月から3月までの各月の電気使用量に基づき負担した電気料金（特別高圧電力に係るものに限る。）	令和5年1月から8月までの期間は、1kWh当たり3.5円 令和5年9月から令和6年4月までの期間は、1kWh当たり1.8円 令和6年5月は、1kWh当たり0.9円 令和7年1月から2月までの期間は、1kWh当たり1.3円 令和7年3月は、1kWh当たり0.7円	補助金の交付の対象となる期間の電気使用量に補助単価を乗じて得た額以内の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）